【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（登録の基準となる法律の範囲）

**第十五条の六**　法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

二　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

三　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）

四　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）

五　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

六　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）

七　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

八　種苗法（平成十年法律第八十三号）

九　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

十　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）

十一　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）

十二　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）

十三　破産法（平成十六年法律第七十五号）

十四　会社法

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（登録の基準となる法律の範囲）

**第十五条の六**　法第二十九条の四第一項第一号ロ及び第三十三条の五第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一　特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）

二　実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）

三　意匠法（昭和三十四年法律第百二十五号）

四　商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）

五　著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）

六　半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）

七　金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）

八　種苗法（平成十年法律第八十三号）

九　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）

十　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）

十一　中間法人法（平成十三年法律第四十九号）

十二　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）

十三　破産法（平成十六年法律第七十五号）

十四　会社法

（改正前）

（新設）